

# 長崎県北松浦郡小値賀町議会

## 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

平成12年に地方分権一括法が制定されて以来、本町議会は町民本位の立場に立ち、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、更には、政策提言や政策立案を積極的に行うことを主眼に置いてきました。

平成17年には、議会活性化についての申し合わせ事項を定め、議会のチェック機能を高めることや政策提言する議会への取り組み、住民と共に歩む議会目指しての取り組みを推進してまいりました。

そして、これまでの取り組みをまとめる形で、平成28年6月に議会基本条例を制定するに至りました。議会基本条例の前文には、「議会は執行の監視と政策提言と政策立案を積極的に実行する」旨の議会の意思を示し、

「地方自治の真の主人公である町民に選ばれた代表で構成された議会は、熟議をし、町の意味決定をする機関として、議会及び議員活動の活性化と充実を図るために必要な基本的事項を定める」としております。

具体的な取り組みとしては、議会の機能を十分に発揮するには、通年の議会活動が必要として通年の会期制を導入しました。これにより、委員会を中心に予算に基づく事業の執行状況把握及び課題の抽出などを1年間通して行っています(毎月1回以上の委員会開催、全員協議会は毎月2回以上開催を基本)。議会独自の視点からの課題解決への取り組みも全協や委員会で行うなど監視機能の発揮と共に町民のための政策づくりが始まっています。

本町の10か年総合計画(議会版)を町民と議員が8か月かけて作成し、これまでの行政計画から公共計画にするべきだとの主張を議会自らが実行して見せたり、ふるさと納税に関する研究を常任委員会で行い「調査報告書」としてまとめ議会提出と共に執行部に提示するなどこれまでの受け身的な活動から能動的な議会活動を展開しています。

また、滞納者の増加問題に関してその原因究明と対策に関して設置した特別委員会は詳細な報告書を作成し、議長を通じて執行部へ今後の対策を提案しました。これに基づき、委員会提案で、債権管理と滞納処分に対する条例を制定し、滞納問題に対する執行部の姿勢を明確にさせました。その他、国境離島新法の制定の働きかけとそれに基づく島の活性化策のまとめを行い、執行部に提案するなど政策形成などに積極的に取り組んでいます。

その他主な取り組みは以下の通りです。

- ①町長による政策形成過程等の説明の実施。
- ②よりわかりやすい予算・決算における政策説明資料の作成と提出を求める。
- ③議決事件の拡大及び進行管理の実施。
- ④本会議において議員間討議を導入することで、より深い議案の理解と内包する問題点を共有し、議案審査に活かしている。

## 2 住民に開かれた議会

小値賀議会は、議会改革の基本方針として、次の3つの柱を掲げ、その推進に努めているところです。

1つ目は、「能動的に行動する議会」です。2つ目は、「町民と共に歩む議会」です。3つ目は、「政策を提言する議会」です。

平成 28 年 6 月制定の「小値賀町議会基本条例」の前文には、「公平公正透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、町民の積極的な参加を求めていく事が必要である。」と示しています。

本町議会は、「町民と共に歩む議会」を目指し、議会の活動に関する情報公開を徹底し、説明責任を果たし、町民と互いの情報を共有し、共に手を携えて町づくりを行うことを目指しています。今実施している具体的な取り組みを以下に示します。

#### ●出前議会

時期：毎年 4 月の下旬に実施。

開催場所：町内全域の地区公民館 17 か所。

対象者：各地区の住民

開催時間：ほとんど夜間に実施。2 時間。

態勢：議員を 3 班に分ける。1 班 3 人。

内容：①「予算を通じて本年度の主な事業計画を説明」、「これまでと今後の議会の取り組みの説明（議会活動による情報を住民と共有する）」「本町全体に関する要望や地区における問題点、具体的な事業内容について」をテーマにして意見交換を実施。

②後日、17 か所全部の意見のまとめを行い、回答すべき内容はすぐに正式に回答し、出された意見等を常任委員会ごとに振り分けて、委員会で協議する。

③まとめの一部（出前議会の内容）は、議会だよりにより町民に知らせる。

④議員活動の一つとして、一般質問に活かしていく。

#### ●議会と語ろう会

時期：毎年 10 月から 11 月をめぐりに実施

開催場所：役場内及び町内各所

対象者：漁協、農協、商工会、各種青年部、婦人会連合会、老人会、I ターン者の会等々。

開催時間：夜間開催中心。2 時間程度。

態勢：毎年 3 団体を選定し実施。基本的には議員全員参加。

内容：①町内の各種団体・グループを選定し、テーマをあらかじめ決めて意見交換を実施。

②議員や議会と共に問題点を探る話し合いの中から、町民参加の自治の在り方や、住民主体の町づくりなどを話し合う。

③意見交換した内容は常任委員会の協議に活かすようにしている。

④話し合いの内容によっては、執行部にも提示し具体的な対応をもとめる。

⑤後日、議会と語ろう会の内容は議会だよりで町民に知らせている。

#### ●あおぞら座談会

時期：1 年間で 5 人以上のグループから求められればいつでも開催する。

開催場所：申請者の希望を重視する。（以前はレストランで開催）

対象者：町民であれば誰でもよい。ただし 5 人以上とする。

開催時間：協議のうえ決定。

態勢：議員有志で対応。（全員の場合も）

内容：基本はフリートーク。世間話でもよい。雰囲気を大事にする。

#### ●議会広報の充実

##### 【議会だより】

発行編集方針：見やすく、町民に愛される議会広報を目指す。ページ構成や見出しの表現等、町民に分かりやすい紙面づくり、手に取ってもらえる紙面づくりに努める。（議会だより編集方針を要綱に定める）

議員による取材から始まり、下版まで作成する議員による編集態勢を維持している。

発行：本会議終了後2週間以内に発行することに努める。（ニュース性も大事）

##### 【フェイスブックの活用】

内容：よりタイムリーな情報提供の手段として活用。議会日程や一般質問の町民への周知、委員会開催など議会活動の紹介や住民に密着した情報の提供を随時行い、常日頃から議会活動に住民に興味を持ってもらうよう、そして議会を身近に感じてもらうように努めている。

##### 【ホームページの活用】

内容：議会の基本的な情報の提供。議会活動のまとめや委員会の報告書などの閲覧がネット上でできるようにし、情報提供に努めている。

#### ●模擬公聴会の実施

経緯：議会と語ろう会にて、婦人会から「一般質問の傍聴時に議員に続けて聞きたい場合が度々ある」との発言がきっかけになり、全員協議会で研究し、試験的な実施を行うことになった。2回実施してから議員から異論が上がり、一時休止するも、発言内容についての注意を行うことで了解を得て、再開し現在続いている。

目的：議会が住民と共に歩むものであるとの意識を共有してもらうため。（議員と長と町民が議場という同じ空間を共有しているとの認識づくり）

時期：定例会議の冒頭に行われる一般質問後。

対象：傍聴者（小値賀町民）

方法：議員の一般質問が終了すると、いったん休憩を取り、傍聴者に一般質問のやり取りを聞いての感想や疑問について発言する時間を設ける。議長が指名すると、用意されているマイクに向かって3分以内で発言する。必要であれば質問に答え、後日検討する課題であれば議長がこれを引き取る発言をすることになる。（休憩中なので、議事録には掲載されないが、内容は議会だよりで掲載する。）

実施例：初回から、一般質問の内容や専門用語等についての質問や個人的な感想が出された。

#### ●議会モニターの設置

目的：町民の意見を広く聴取し、議会活動に反映させるため

人数：10人以内

任期：2年

資格：16歳以上の町民

募集：公募と推薦

職務：本会議や委員会を積極的に傍聴してもらい、議会運営や広報に関する意見を提出。年1回議員全員との意見交換会に参加。

●議長・副議長志願者の所信表明

目的：議長・副議長の選出の過程が町民に見えるよう志願する者はあらかじめその所信を公にする必要がある。このような取り組みが開かれた議会の第一歩となる。

方法：議員選挙後の当選証書授与式の折に開かれる初議会の説明会の時点で議長及び副議長を志願することが決まっている者は所信表明をする。次に初議会においては、選出の前に志願者全員のための所信表明の時間を設ける。

広報：各志願者の発言内容については、議会だよりにて町民に知らせる。

●議会白書の発行

目的：議会や議員の活動内容を町民に知ってもらい情報の共有を図るために1年に1回以上発行する。

方法：広報常任委員会が発行する。通常は議会だよりにて行う。

●議会はすべての会議を原則公開とする

●公聴会、参考人制度の活用

具体例：課題解決の為に町民の意見を聞く活動として、公聴会のほか、議会が利害関係者や一般の住民の方から意見を聞くために、議員が手分けをして家庭訪問をし意見を取集したものをもとに議会の見解を集約する事に活かす取り組み。タクシー廃業問題解決策。第3セクターによるホテル建設問題など。

### 3 地域振興のために特別な取り組みをした議会

昭和60年代から始まった磯焼けは、現在では藻場が無くなり漁業者のみならず町全体の問題となっていました。原因が、地球温暖化による海水温の上昇、ウニや巻貝等による食害等諸説がある中、町議会では、「藻場再生調査特別委員会」を設置して、徹底した原因究明や調査研究を行い、漁業の町としての再生をめざしました。国や県への働きかけはもちろん、漁協や漁業者等の協力も得ながら、執行部と共に、議員自ら海藻の種付け作業を行いました。一部ではありますが、海藻の再生が見られるようになってきました。

一島一町で少子高齢化の本町では、バリアフリー問題に始まるフェリー新船建造や運賃の低廉化、船舶乗降口までの通路シェルターの設置、タクシーの確保の問題は、出前議会等で度々出され、議会はこれまで対応を長に迫ってきました。しかし、難しい制度的な壁があるとの理由や財政的問題を理由にして、積極的な対策を講じる姿勢がないことで業を煮やし、議会は独自で研究し、関係各所に協力を仰ぎながら、具体的に行動することで、その打開策を見出しました。本町の1番の弱者である高齢者に安堵の表情が戻りました。

フェリーの新船建造については、バリアフリーの要望から始まり、国・県の補助制度などの研究から、2つの戦略を立て、行動を起こしました。最終的には、国の補助制度を活用した運航業者による新船建造に絞り、運航業者との信頼関係を構築して、新船建造の決断の後押しをしました。

航路運賃の低廉化については、全国の国境離島とともに特措法の制定に向けた取組に参加し、有人国境離島法制定の実現により、航路運賃の低廉化が実現しました。

船舶乗降口までの通路シェルターの設置については、一般質問での提言につ

いて、町長は、将来ボーディングブリッジの設置も視野にあることから現段階では、設置困難としました。議会は、それでは時間が必要なため、つなぎ的な方策をとるため、独自に調査研究し、海運関係の公益財団の存在とその活動を知り、簡易型の通路シェルターの無償提供を活用するために、執行部との間をつなぎ、本年6月に設置されるに至りました。

タクシー問題については、島で唯一のタクシー業者が休業したため、住民から対策を望む声が上がったが、町としては事業主体にならないということでした。そこで、議会独自で方法を探り、公共交通空白地の認定と白ナンバーによる有償輸送の実施組織づくりに絞り、タクシー業者の廃業届、社会福祉協議会が有償輸送の実施主体となることを確認し、高齢者や障がい者の足となる有償輸送の実現に繋げました。